

## 令和2年度 第1回能勢町文化財保護審議会 議事録（要旨）

---

○開催日時及び場所

日時 令和2年8月6日（木） 午後2時～3時40分

場所 役場南館 教育委員会室

○出席者

前田満、濱善男、吉原忠雄、重金誠

○欠席者

田中和弘

○事務局

教育長：加堂恵二

教育次長：寺内啓二

生涯教育課：課長 古畑まき、係長 子安一朗、主事 今村浩

---

### 次第

○あいさつ

○文化財保護審議会委員長・副委員長及び野間の大けやき保護増殖検討委員の選出について

○案件

能勢町文化財の指定基準（案）について

○報告

1. 野間の大けやき保護増殖事業について

2. 文化財案内板について

○その他

---

**事務局**

それでは、令和2年度第1回能勢町文化財保護審議会の開催に当たり、教育長の加堂よりごあいさつを申し上げます。

**教育長**

（あいさつ）

**事務局**

教育長は、他の公務が控えておりますので、ここで退席させていただきます。

（教育長 退席）

事務局	<p>4月から新たな任期となり、委員の交代がありました。 田和委員に代わり重金委員にご就任いただくことになりました。それでは、新たに委員に就任いただいた方もおられますので、各自、自己紹介をお願いいたします、</p> <p>(委員自己紹介)</p>
事務局	<p>それでは、事務局も自己紹介をさせていただきます。</p> <p>(事務局自己紹介)</p>
事務局	<p>それでは、文化財保護審議会の委員長及び副委員長の選出に移らせていただきます。特に選出に当たり取り決めなどはございませんので、事務局から推薦させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
事務局	<p>委員長につきましては、引き続き前田委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
事務局	<p>ありがとうございます。 それでは、委員長席への移動をお願いします。</p> <p>(前田委員長移動)</p>
事務局	<p>それでは、副委員長につきましては、濱委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
事務局	<p>ありがとうございます。 引き続きまして、野間の大けやき保護増殖検討委員についてですが、こちらは現在、前田委員長にご就任いただいておりますので、引き続き前田委員長にお願いしたいと思います。</p>

それでは本日の案件の能勢町文化財の指定基準（案）につきまして事務局から説明させていただきます。

（能勢町文化財の指定基準（案）について説明）

事務局

それでは、能勢町文化財の指定基準（案）についてご審議をお願いします。

委員

能勢町文化財の指定基準（案）に、指定外登録とありますが、制度として指定と登録があり、登録のままの文化財もあれば、登録された中から将来的に指定される文化財もあるということです。登録制度は、浅く広く網をかけるための制度であり、指定と登録が重複するわけではありません。登録の方が下位で、指定が上位というイメージで運用されていると思います。指定外登録という表現は、聞いたことがありません。登録ということで良いと思うのですが、他の自治体では指定外という表現を使用されていますか。

事務局

文化財の登録制度を設けられている自治体では、まず文化財の指定基準があり、それとは別に登録制度を設けられ、制度を2つ持たれています。今回、指定基準を作成する中で議論いただき、指定される文化財以外の保護に関してどのようにすれば良いかということでご意見をいただき、指定基準という枠の中で、指定文化財以外の制度を設けるために、指定外登録という形で整理をさせていただきました。指定外という表現が他の自治体で使用されているということではありません。

委員

吉原委員が言われた用語の問題については、この指定基準（案）を作成するに当たって参酌した国の指定基準の用語分類を踏襲するのかしないのかということになるかと思えます。国の文化財の用語でいうと有形、無形、民俗、史跡・名勝・天然記念物、文化的景観、建造物の6つの概念が定められていますが、能勢町としては、用語については参考にはするが、踏襲しないということで決めておられるのか、そのあたりについてご説明をお願いします。

事務局

前回の会議を受けて、当方の考え方としては、特に指定と登録の概念に分けて考えるのではなく、能勢町にとって複合的に登録して保

存につなげていければと考えております。特に用語を踏襲するものではありません。

委員

能勢町独自の考え方で基準を定めていくということで良いと思うのですが、そうであれば、能勢町の指定基準の用語の概念が、文化財保護法や国の指定基準の概念ではどれに当たるのか判断できるように補足しておく必要があると思います。例えば、町の指定基準（案）にある指定旧跡という用語ですが、旧跡という用語はあまり使われることがない用語です。国の基準などでいえば史跡・名勝・天然記念物に含まれると思います。

他の市町村で指定基準や登録制度を設けておられるところは、国の基準をそのまま使用していると思います。町独自の基準を作成されるなら、そのようにされた方が良いと思います。

事務局

基準を設けておられる市町村は、基本的には国の基準を用いておられますが、その町の文化財の実情に沿って、少しずつ違いがあり、様々な基準が存在しています。指定外登録という考え方は、他の市町村にはありません。前回、能勢町の景観について面的に取り定めるようにならないかというご意見をいただきましたので、指定名勝や天然記念物などとは別に、景観を保全なりできると考え、指定外登録ということで提案をさせていただきました。

事務局

国基準の分類との違いがどこに当てはまるかについては、内部資料として整理させていただき、指定外という文言については登録文化財とさせていただくことでいかがでしょうか。

事務局

前回の会議において、1つの文化財が存在する周辺の風景であったり環境であったり、そこに存在しているものを面的に保全できないかのご意見でありました。そこで、できるだけそういった形で保全できるように考え、指定基準の項目では、その他となることから、何らかの名称が必要と考え、指定外という項目を設けさせていただきました。

委員長

指定と登録という概念に、指定外という新しい概念が入ってくると理解するのが難しくなるので、指定外という文言を外した方が分かりやすくなると思います。説明の必要な文言は使用しない方が良い

	と考えます。
委員	問題となるのは景観条例がないので、できるだけ景観を保護するために必要ではないかということであったと思います。
事務局	おっしゃるとおり、単体の文化財だけを保護するのではなく、それらを構成する景観なども保護する必要があるのではないかということでした。 また、比較的新しい、指定に至らない物でも、能勢町にとって保護する必要性のある物を保護していけば良いのではないかとの意図でご意見をいただいております。
事務局	比較的新しいものも指定ではなく、登録文化財として広く網をかけることで、保護していけるのではないかという趣旨から、能勢町でも考えてみてはどうかというご意見であったと思います。
委員長	国では指定、登録などの制度があり、重要度に応じてランク付けされていると思いますが、それらの制度との整合性がどうなるのだろうと疑問に感じます。能勢町として大事なものは指定したが、指定されなかった以外の物について登録することで保護していくということで良いと思います。 例えば生物でいえば、剣尾山のみめしじみもわずかに残った珍しい生き物ですが、池や湿地がなくなってしまうとそれで絶滅してしまうので、池や湿地も含めて保護していければいいのではないかと思います。そういった例もあるので、これは貴重な物だから、大切にしていくということをアピールするために登録するという事だと思います。 指定外という文言は、指定された物以外を登録するという意味で使われたのかと思いますが、誤解を招かないように能勢町独自の表現は避けて、分かりやすい表現にされたらいいと考えます。 能勢町は生物多様性で注目を集めているときなので、景観も含めて、よそでなくなったものが多く残っているということで、指定とつかないまでも大事にしようということだと思います。
事務局	文言はともかく、登録制度を設けることについては反対意見はないと思われしますので、表現の変更ということではいかがでしょうか。

委員

国が登録文化財という概念で、広く網をかけて保護していくということですので、登録制度を設けることは良いと思います。ただ、指定外登録の項目の中に景観という文言が入っていますが、今回の基準（案）には、国でいうところの文化的景観の概念が入っていないように思われますので、景観についての項目を分けて、具体的な文化財については指定の概念で規定し、それ以外の貴重なものについては登録文化財の概念で規定するように分けられた方が良いのではないかと思います。

地域の文化・産業に立脚した風景を形成している地域のことを文化的景観と呼んでおり、過去に能勢町においては長谷の棚田が文化的景観に相当するのではないかという議論もありました。また、能勢には里山での栗の栽培もあるので、そういったことを念頭に置いて文化的景観の項目を設けておいても良いのではないかと思います。

事務局

基準（案）について、新たに様々なご意見をいただきましたので、再度、検討させていただき、書面でのご確認をお願いしたいと思います。また、ご意見があればお聞かせください。基準については、今年度中に策定させていただくということをお願いします。

事務局

それでは、これより報告案件に移らせていただきます。

（野間の大けやき保護増殖事業について報告）

（文化財案内板について報告）

委員長

それでは、以上をもちまして審議会を終了させていただきます。

会議終了